

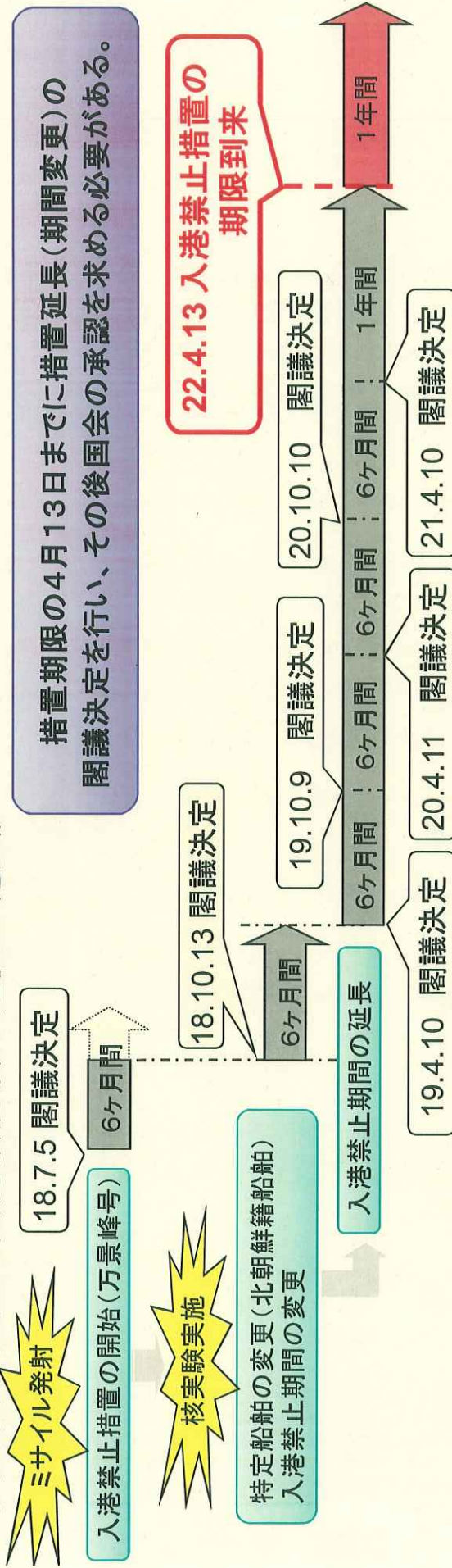
特定船舶の入港禁止措置の延長について



国土交通省

H16年に議員立法で成立した「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」に基づき、H18年のミサイル発射・核実験を契機に北朝鮮籍船舶の入港禁止措置を実施しているが、4月13日に期限が到来する。北朝鮮をめぐる情勢を総合的に勘案し、措置を延長することが必要。

＜入港禁止措置の実施状況及び措置の延長＞



措置期限の4月13日までに措置延長(期間変更)の閣議決定を行い、その後国会の承認を求めなければならない。

＜入港禁止法に基づく制度の概要＞

入港禁止の閣議決定 (第3条第1項) (我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき)

主な閣議決定事項 (第3条第2項)

- ◆ **入港禁止の理由**
平成18年の北朝鮮による弾道ミサイル発射・核実験の実施及びその後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があるため。

◆ 特定の外国

北朝鮮

◆ 入港禁止の期間

平成18年10月14日から平成22年4月13日までの間

※青字:現在の閣議決定

◆ 特定船舶

北朝鮮船舶のすべての船舶

期間変更など上記を変更する場合

閣議決定の変更 (第3条第3項)

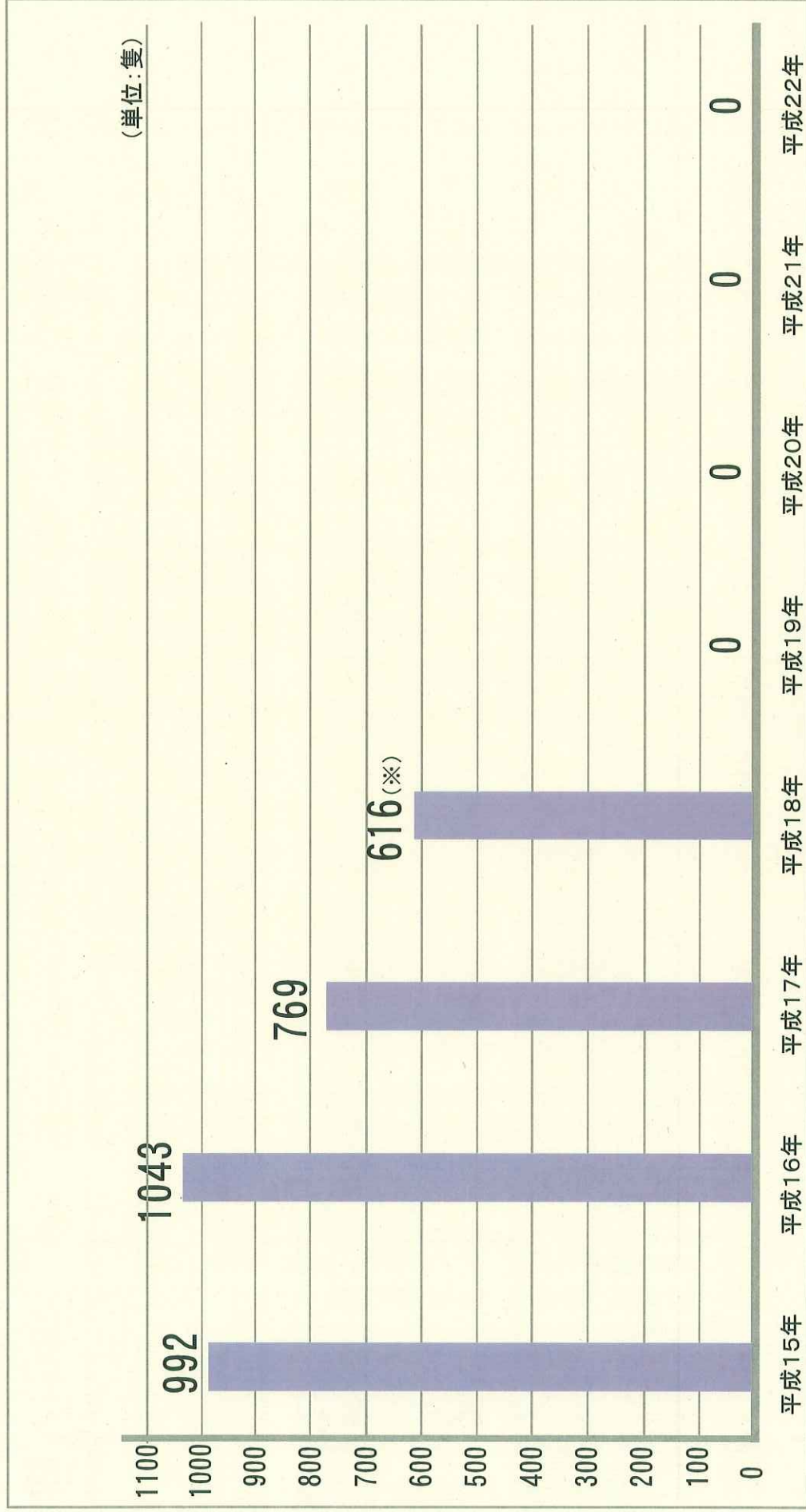
告示 (第4条)

告示日から20日以内に

国会付議 (第5条)

国会の承認 (第5条)

北朝鮮籍船舶の入港実績



(※)平成18年10月13日まで

北朝鮮籍船舶については、その入港を禁止した平成18年10月14日以降、本邦港湾への入港は確認されていない。

国土交通省関係の対北朝鮮措置全般について (平成22年3月現在)

1. 平成18年7月のミサイル発射を受けた措置

- 万景峰92号の入港禁止
- 日朝間航空チャーター便の我が国への乗り入れ禁止
- 旅行業協会等に対し北朝鮮への企画旅行の自粛等を要請

2. 平成18年10月の核実験を受けた措置

- 全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止

3. 平成21年5月の核実験を受けた措置

- 「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」を閣議決定、今国会において審議予定(臨時国会からの継続審議)

1・2は我が国独自の措置

3は安保理決議第1874号等に基づく措置